運輸安全マネジメント制度の概要

- 過去の運輸事業における重大事故の教訓から、各運輸事業者が経営トップのリーダーシップの下、会社全体が一体となった 安全管理体制の構築や安全に関する取組について、PDCAサイクルを意識したスパイラルアップを図っていくことが重要。
- 〇 このため、陸・海・空の各事業法を改正し、平成18年10月に「運輸安全マネジメント制度」がスタート。
- 〇 これまで延べ11,002回(令和2年3月末時点)の運輸安全マネジメント評価を実施し、輸送の安全性向上に大きく寄与。

運輸安全マネジメント制度

運輸事業者

- ▶ 各事業法に基づき、①安全統括管理者(役員以上)の 選任、②安全管理規程の作成等の義務付け
- 経営トップのリーダーシップの下、安全管理規程に基 づき、自主的な安全管理体制を構築・運営

<安全管理体制の主な内容>

- ① 安全方針の策定・周知
- ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用
- ② 安全重点施策の策定、見直し ⑤ 教育・訓練の実施
- ③ コミュニケーションの確保
- ⑥ 内部監査の実施 等 (全14項目)

評価

啓発

国土交通省

- ◆ 「運輸安全マネジメント評価」 本省・地方運輸局の評価チームが事業者に 赴き、安全管理体制の構築・運営状況や輸送 の安全に関する取組状況を確認し、継続的改 善に向けて評価・助言を実施
- セミナー、シンポジウムの実施 全国各地で中小事業者を中心に普及・啓発を実施し、 事業者の自主的な取組を促進

運輸安全マネジメント評価

事業者の経営トップ等経営部門に対するインタビュー等を通じた、 自主的な安全管理体制の構築に対する支援制度

【主な特徴】

- ○事業者の自主的な安全管理体制の構築のため評価・助言
- ○経営トップの主体的関与の下での自律的な安全管理体制の構築・改善 (スパイラルアップ)を期待
- ○自律的な取組が継続的に効果を上げているかどうかを評価
- 〇中長期的に効果が発現

相互補完的に密接に連携

基準策定・保安監査

事業者の現場における業務実施状況のチェックを通じた事後 監督制度

【主な特徴】

- 〇安全に関する法令等基準を策定
- ○事業者の基準への遵守状況等を確認し、改善命令
- ○現場における施設や取組内容等の基準等への適合を意図
- 〇改善命令等による改善
- ○短期的に効果が発現